

神戸市長宛

令和5年度「一般競争入札」
入札参加申込書兼誓約書

本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には申込物件を、落札価格をもって売却くださいますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1. 入札参加申込物件

物件番号	所在地
号地	神戸市 区

《添付書類》

- ①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）
③委任状（必要な場合のみ）

2. 参加申込者

住所	〒 ー		
氏名	実印		
生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
電話番号	() ー		
メールアドレス			

※代表者印の押印が必要です。印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに記載・押印してください。

3. その他

(1) 購入後の利用予定計画

.....

(2) 書類送付先 以下の□欄に☑または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒 ー
住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	TEL :
電話番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
宛名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(3) 今回の入札を知ったきっかけ（特に当てはまるものを1つ選択し○で囲んでください）

ダイレクトメール（郵送）・Eメール・現地看板・神戸市HP・区役所等設置チラシ

新聞折り込みチラシ（朝日・毎日・産経・読売・神戸・合販）・その他（ ）

※いただいた個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用される場合があります。

神戸市使用欄

管理番号	調停番号	入札書提出日	保証金確認	入札結果	返還処理日

記入例

神戸市長 宛

令和5年度「一般競争入札」

入札参加申込書兼誓約書

本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には申込物件を、落札価格をもって売却させていただきますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの

※本書は申込み物件ごとに作成してください。

※文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

1. 入札参加申込物件 ※必ず実施要領P. 1「入札物件一覧」のとおりに入札してください

物件番号	所在地
○号地	神戸市○区○○町○丁目○番○号

《添付書類》

- ①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）
③委任状（必要な場合のみ）

2. 参加申込者

住所	〒650-0000 神戸市中央区○○町○丁目○番○号	個人の場合は、印鑑登録証明書のとおりに入札してください
氏名	かぶしきがいしゃこうべどうさん 株式会社神戸不動産 こうべ たろう 代表取締役 神戸 太郎	法人の場合は、印鑑証明書のとおりに入札してください。「役職・代表者氏名」を記載してください。
生年月日	T・S・H ○年○月○日	性別
電話番号	(078) 000-0000	印鑑登録証明書・印鑑証明書と同一の印鑑で押印してください。
メールアドレス	000@△△△.com	資料の送受信が可能なアドレスを記載してください。

※代表者印の押印が必要です。印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに入札・押印してください。

3. その他

(1) 購入後の利用予定計画

.....戸建住宅建設予定.....

参加申込者欄記載の住所（住民登録や登記上の住所）以外に送付を希望する場合のみ右欄に入札してください。この場合、郵便番号・電話番号も必ず記入してください。

(2) 書類送付先 ←以下の□欄に☑または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	
住所	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	〒650-0000 神戸市灘区○○町○丁目○番○号
電話番号	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社○○ 兵庫 一郎
宛名	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	TEL：078-00-00

(3) 今回の入札を知ったきっかけ（特に当てはまるものを1つ選択し○で囲んでください）

ダイレクトメール（郵送）・Eメール・現地看板・神戸市HP・区役所等設置チラシ

新聞折り込みチラシ（朝日・毎日・産経・読売・神戸・合販）・その他（ ）

※いただいた個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

神戸市使用欄

管理番号	調停番号	入札書提出日	保証金確認	入札結果	返還処理日

神戸市長宛

令和5年度「一般競争入札」
入札参加申込書兼誓約書

本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には申込物件を、落札価格をもって売却くださいますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1. 入札参加申込物件 ※必ず実施要領P.1「入札物件一覧」のとおりに入力してください

物件番号	所在地
号地	神戸市 区

《添付書類》

- ①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）
- ③共有代表者選任届

2. 共有代表者（共有者を代表して入札手続きを行う者）

住所	〒 -		
氏名	実印		
生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
電話番号	() -		
メールアドレス			
共有者数	全 者（別紙「共有者一覧」のとおり）※代表共有者を含む		

※共有代表者印の押印が必要です。印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに記載・押印してください。

3. その他

(1) 購入後の利用予定計画

(2) 書類送付先 以下の□欄に☑または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒 -
住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	TEL :
電話番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
宛名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(3) 今回の入札を知ったきっかけ（特に当てはまるものを1つ選択し○で囲んでください）

ダイレクトメール（郵送）・Eメール・現地看板・神戸市HP・区役所等設置チラシ

新聞折り込みチラシ（朝日・毎日・産経・読売・神戸・合販）・その他（ ）

※いただいた個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

神戸市使用欄

管理番号	調停番号	入札書提出日	保証金確認	入札結果	返還処理日

4. 共有者一覧

___枚／___枚中

共有代表者	住 所	〒 _____		
	氏 名 <small>ふりがな</small>			
	電話番号	(_____) _____	持分予定	/
共有者	住 所	〒 _____		
	氏 名 <small>ふりがな</small>			実印
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	(_____) _____	持分予定	/
共有者	住 所	〒 _____		
	氏 名 <small>ふりがな</small>			実印
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	(_____) _____	持分予定	/
共有者	住 所	〒 _____		
	氏 名 <small>ふりがな</small>			実印
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	(_____) _____	持分予定	/
共有者	住 所	〒 _____		
	氏 名 <small>ふりがな</small>			実印
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	(_____) _____	持分予定	/

※ 必要に応じて枚数を追加してください（共有者ごとの作成も可）。

※ 「持分予定」欄は、参加申込時点で予定している所有権の持分割合を記入してください。

記入例

神戸市長 宛

令和5年度「一般競争入札」

入札参加申込書兼誓約書

本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には申込物件を、落札価格をもって売却くださいますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団

※本書は申込み物件ごとに作成してください。
※文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。
※1物件につき用紙が複数枚になる場合は、必ずホッチキス留めをしてください。

れるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの入札参加者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類

1. 入札参加申込物件 ※必ず実施要領P.1「入札物件一覧」のとおりに入札してください

Table with 2 columns: 物件番号, 所在地. Content: ○号地, 神戸市○○区○○町○丁目○番○号

《添付書類》

- ①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ） ③共有代表者選任届

2. 共有代表者（共有者を代表して入札手続きを行う者）

個人の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください

Form with fields: 住所, 氏名, 生年月日, 電話番号, メールアドレス, 共有者数. Includes callouts for '実印' and address instructions.

※共有代表者印の押印が必要です。印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおりに記載・押印してください。

3. その他

(1) 購入後の利用予定計画

戸建住宅建設予定

参加申込者欄記載の住所（住民登録や登記上の住所）以外に送付を希望する場合のみ右欄に記入してください。この場合、郵便番号・電話番号も必ず記入してください。

(2) 書類送付先 ◀以下の□欄に☑または■を記入してください。

Table with 4 columns: Field, 参加申込者欄と同じ, 右記のとおり, Value. Fields include 住所, 電話番号, 宛名.

(3) 今回の入札を知ったきっかけ（特に当てはまるものを1つ選択し○で囲んでください）

ダイレクトメール（郵送）・Eメール・現地看板・神戸市HP・区役所等設置チラシ

新聞折り込みチラシ（朝日・毎日・産経・読売・神戸・合販）・その他（ ）

※いただいた個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

神戸市使用欄

Table with 6 columns: 管理番号, 調停番号, 入札書提出日, 保証金確認, 入札結果, 返還処理日

4. 共有者一覧

記入例

1枚 / 1枚中

共有代表者	住所	〒650-0000 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	かぶしきがいしゃこうべふどうさん 株式会社神戸不動産 こうべ たらう 代表取締役 神戸 太郎	入札参加申込時点で予定している所有権の持分割合を記入してください。	
	電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇	持分予定	2 / 4
共有者	住所	〒650-0000 神戸市東灘区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	かぶしきがいしゃ 株式会社△△ ひがしなだ いちろう 代表取締役 東灘 一郎	個人の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。	
	生年月日	T・S・ <input type="checkbox"/> 〇年 〇月 〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女
	電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇	持分予定	1 / 4
共有者	住所	〒650-0000 神戸市兵庫区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	かぶしきがいしゃ 株式会社◇◇ ひょうご はなこ 代表取締役 兵庫 花子	実印	
	生年月日	T・ <input checked="" type="checkbox"/> ・H 〇年 〇月 〇日	性別	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
	電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇	持分予定	1 / 4
共有者	住所	〒 -		
	氏名	実印		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	() -	持分予定	/
共有者	住所	〒 -		
	氏名	実印		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	() -	持分予定	/

※必要に応じて枚数を追加してください（共有者ごとの作成も可）。

※「持分予定」欄は、参加申込時点で予定している所有権の持分割合を記入してください。

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所 _____

(入札者)
委任者

氏名 _____ 実印

令和5年度「一般競争入札」

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の売り払いにかかる令和5年度「一般競争入札」への参加、売買契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

1. 入札物件の表示

物件番号	所在地
号地	神戸市 区

2. 代理人（受任者）

代理人（受任者）				届出印	
住所	〒 -				
ふりがな 氏名					
生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女		
電話番号	() -				

※届出印には、スタンプ印を使うことはできません。

※受任者本人が確認できるもの（運転免許証・社員証など）を提示してください。

※いただいた代理人（受任者）の個人情報、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

※申込み物件ごとに作成してください。なおこの様式は神戸市ホームページからダウンロードできます。

記入例

令和 年 月 日

※文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

住所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

(入札者)
委任者

株式会社 神戸不動産

氏名 代表取締役 神戸 太郎 実印

「入札参加申込書兼誓約書」のとおり
記載してください。

令和5年度「一般競争入札」

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の売り払いにかかる令和5年度「一般競争入札」への参加、売買契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

1. 入札物件の表示

物件番号・所在地は、P. 1の入札物件一覧の
とおりに入記してください。

物件番号	所在地
〇号地	神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

2. 代理人（受任者）

認印可。代理人の届出印は実印である必要はありません。
ただし、スタンプ式印鑑の使用は認めません。

代理人（受任者）				届出印	
住所	〒650-〇〇〇〇 神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号				
氏名	株式会社 <small>ひょうごふどうさん</small> 兵庫不動産 代表取締役 <small>ひょうご いちろう</small> 兵庫 一郎				
生年月日	T・ <input type="text" value="S"/> ・H	〇年 〇月 〇日	性別		<input type="text" value="男"/> ・女
電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇				

※届出印には、スタンプ印を使うことはできません。

※受任者本人が確認できるもの（社員証・運転免許証）を提出してください。

※いただいた代理人（受任者）の個人情報、入札資料として使用する場合があります。

※申込み物件ごとに作成してください。なおこの様式は神戸市ホームページからダウンロードできます。

個人の場合は、印鑑登録証明書のとおり
記載してください法人の場合は、印鑑証明書のとおり
「役職・代表者氏名」を記載してください。

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所 _____

共有者

氏名 _____ 実印

令和5年度「一般競争入札」

共有代表者選任届

私は、下記物件の一般競争入札参加申込みに係る共有代表者として、下記の者を選任するとともに、下記土地の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

1. 入札物件の表示

物件番号	所在地
号地	神戸市 区

2. 共有代表者

住所	〒 ー	
ふりがな 氏名		実印

※申込み物件ごとに作成してください。なおこの様式は神戸市ホームページからダウンロードできます。

記入例

令和 年 月 日

神戸市長 宛

※共有者（共有代表者以外）の人数分、作成してください。
※文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。
※1物件につき用紙が複数枚になる場合は、必ずホッチキス留めをしてください。

住所 神戸市東灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

共有者

株式会社 △△

氏名 代表取締役 東灘 一郎 実印

「入札参加申込書兼誓約書」のとおり
記載してください。

令和5年度「一般競争入札」

共有代表者選任届

私は、下記物件の一般競争入札参加申込みに係る代表者として、下記の者を選任するとともに、下記土地の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

1. 入札物件の表示

物件番号	所在地
〇号地	神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

2. 共有代表者

個人の場合は、印鑑登録証明書のとおり
記載してください

住所	〒650-〇〇〇〇 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	かぶしがいしゃ こうべどうさん 株式会社 神戸不動産 代表取締役 こうべ たろう 神戸 太郎	実印

※申込み物件ごとに作成してください。なおこの様式は神戸市ホームページからダウンロードできます。

法人の場合は、印鑑証明書のとおり
「役職・代表者氏名」を記載してください。

神戸市長宛

令和5年度「一般競争入札（随意契約）」

市有不動産売却願兼誓約書

令和5年度「一般競争入札」実施要領及び土地売買契約書等を承知のうえ下記のとおり売却くださいますようお願いいたします。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1. 申請者

住所	〒 ー		
氏名	実印		
生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
電話番号	() ー		
連名での申し込みの場合	全 ー 者（別紙「共有者一覧」のとおり）		

※住所・氏名は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。

※連名での申し込みの場合、上記太枠部分の項目については、別紙「共有者一覧」に記載して下さい。

2. 売却希望金額

金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
----	----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

3. 物件の表示

物件番号	所在地
号地	神戸市 区

4. 添付書類

①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

【 注 意 事 項 】

※売却願は申し込み物件毎に提出してください。

※インク又はボールペンにより記入してください。

※数字は算用数字ではっきりと記載してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥」を記入してください。「¥」の記入が無い場合、無効となります。

※記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

※一度提出した売却願の引換え、変更を行うことはできません。

※いただいた個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

5. 共有者一覧 ※連名での申し込みを行う場合のみ提出して下さい。

枚 / 枚中

共有者	住 所	〒 ー		
	氏 名 ^{ふりがな}	実印		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	() ー	持分予定	/
共有者	住 所	〒 ー		
	氏 名 ^{ふりがな}	実印		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	() ー	持分予定	/
共有者	住 所	〒 ー		
	氏 名 ^{ふりがな}	実印		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	() ー	持分予定	/
共有者	住 所	〒 ー		
	氏 名 ^{ふりがな}	実印		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	() ー	持分予定	/

※必要に応じて枚数を追加してください（共有者ごとの作成も可）。

※「持分予定」欄は、参加申込時点で予定している所有権の持分割合を記入してください。

記入例

令和5年度「一般競争入札（随意契約）」

市有不動産売却願兼誓約書

※本書は物件毎に作成してください。

※文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

記のとおり売却くださいますようお願いいたします。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

個人の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

1. 申請者

住所	〒650-0000 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号		
氏名	かぶしがいしゃこうべどうさん 株式会社神戸不動産 代表取締役 神戸 太郎		実印
生年月日	T・S・H 〇年 〇月 〇日	性別	男・女
電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇		
連名での申し込みの場合	全 3 者（別紙「共有者一覧」のとおり）		

※住所・氏名は、印鑑登録証明書のとおり

※法人の場合は、代表者の記載が必要です

※連名での申し込みの場合、上記太枠部分の

※算用数字ではっきりと記載してください。

※金額初めの数字の前に必ず「¥」を記入してください。

「¥」の記入がない場合は、無効となります。

※金額を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印で訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

2. 売却希望金額

金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
		¥	7	8	0	0	0	0	0	0	0

3. 物件の表示

物件番号	所在地
〇号地	神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

4. 添付書類

①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

【 注 意 事 項 】

※売却願は申し込み物件毎に提出してください。

※インク又はボールペンにより記入してください。

※数字は算用数字ではっきりと記載してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥」を記入してください。「¥」の記入が無い場合、無効となります。

※記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

※一度提出した売却願の引換え、変更を行うことはできません。

5. 共有者一覧

記入例

1枚 / 1枚中

共有者	住所	〒650-0000 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	かぶしがいしゃこうべどうさん 株式会社神戸不動産 こうべ たろう 代表取締役 神戸 太郎	入札参加申込時点で予定している所有権の 持分割合を記入してください。	
	生年月日	T・ <input type="text" value="S"/> ・H 〇年 〇月 〇日	性別	<input type="text" value="男"/> ・女
	電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇	持分予定	2 / 4
共有者	住所	〒650-0000 神戸市東灘区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	かぶしがいしゃ 株式会社△△ ひがしなだ いちろう 代表取締役 東灘 一郎	個人の場合は、印鑑登録証明書のとおり に記載してください。 法人の場合は、印鑑証明書のとおり 「役職・代表者氏名」を記載してください。	
	生年月日	T・S・ <input type="text" value="H"/> 〇年 〇月 〇日	性別	<input type="text" value="男"/> ・女
	電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇	持分予定	1 / 4
共有者	住所	〒650-0000 神戸市兵庫区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	かぶしがいしゃ 株式会社◇◇ ひょうご はなこ 代表取締役 兵庫 花子	実印	
	生年月日	T・ <input type="text" value="S"/> ・H 〇年 〇月 〇日	性別	男・ <input type="text" value="女"/>
	電話番号	(078) 〇〇〇-〇〇〇〇	持分予定	1 / 4
共有者	住所	〒 —		
	氏名	実印		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	() —	持分予定	/
共有者	住所	〒 —		
	氏名	実印		
	生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
	電話番号	() —	持分予定	/

※必要に応じて枚数を追加してください（共有者ごとの作成も可）。

※「持分予定」欄は、申込時点で予定している所有権の持分割合を記入してください。

本様式は、複数物件に入札参加を申し込む場合の一覧です。

複数物件にお申し込みの場合は、物件ごとに「入札参加申込書兼誓約書」（様式①-1又は①-2）を作成し、あわせて本様式をご提出ください。連名による申し込みの場合、共有代表者をご提出ください。

令和5年度「一般競争入札」

入札参加申込物件一覧

申込者	住所	〒 ー
	氏名 (法人名)	
	代表者役職・氏名 (法人の場合)	
	担当部署・担当者氏名	
	担当者電話番号	

参加申込物件数 合計 件

入札に参加する物件の番号及び所在地(地番)を、実施要領のとおり物件番号順に記載してください。
神戸市記入欄には何も記入しないでください。

物件番号	所在地(地番)	神戸市記入欄	
		受付番号	入札チェック

※ 記入欄が不足する場合は、必要に応じて枚数を追加してください。

※ 連名で複数物件をお申し込みの場合は、共有代表者をご提出ください。

※ この用紙は神戸市ホームページからダウンロードできます。

●入札書類送付用宛名ラベル

※入札書類送付時にコピーしてご利用ください。

〒650-0001

神戸市役所内郵便局留

神戸市行財政局資産活用課
行

入札書類在中

印
紙

土地売買契約書

売主 神戸市（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）との間に、土地の売買に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、その所有にかかる末記の土地（以下「この土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

2 この土地の売買代金は、¥ として

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として¥ を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金には乙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条第2項に定める売買代金と前条第1項に定める契約保証金との差額を、令和6年3月15日（以下「納入期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（遅延利息等）

第5条 乙は、売買代金を納入期限までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出て、その承認を得なければならない。

2 乙は、売買代金を納入期限までに納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び移転登記）

第6条 この土地の所有権は、乙が売買代金及び前条第2項に規定する遅延利息（以下「売買代金等」という。）を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、乙が売買代金等を完納し、登記に必要な書類を甲に提出した後速やかに、管轄登記所に対しこの土地の所有権移転登記を嘱託するものとする。

（土地の引渡し）

第7条 甲は、前条第1項の所有権移転の後、この土地を乙の立会いのもとに引き渡すものとする。

（危険負担等）

第8条 乙は、第6条第1項の所有権移転の後、前条の土地の引渡しのおきまでにおいて、この土地が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は毀損しても、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この土地にこの契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、当該契約の不適合が、甲の責任によって生じたものである場合に限り、乙は、履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第10条 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 乙は、この土地の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者がこの土地の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、この土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して本条第1項の定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第1項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

5 乙は、前項の第三者が新たな第三者にこの土地を使用させる場合も同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。

(風俗営業等の禁止)

第11条 乙は、この契約締結の日から5年間、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に使用してはならない。

2 乙は、この契約締結の日から5年以内にこの土地の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、この契約締結の日から5年以内にこの土地を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して本条第1項の定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第1項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前2条に定める内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、前2条に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ次の各号に定める金額（ただし、1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。）を違約金として甲

に支払わなければならない。

(1) 第 10 条又は第 11 条に定める義務に違反したときは、第 2 条第 2 項に定める売買代金の 100 分の 30 に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、第 2 条第 2 項に定める売買代金の 100 分の 10 に相当する金額

2 前項の違約金は、違約罰であり、第 15 条第 3 号及び第 16 条第 3 項第 4 号に定める損害賠償の額の予定又はその一部とは解釈しない。

(買戻特約及び特約登記)

第 14 条 甲は、乙又はこの土地の転得者が第 10 条の定め違反した場合には、この土地の買戻しをすることができるものとする。

2 前項に定める買戻しの期間は、この契約締結の日から 10 年間とする。

3 甲は、前 2 項の規定に基づく買戻しの特約登記をすることができるものとする。この場合において、甲が請求したときは、乙は特約登記に必要な書類を第 6 条第 2 項の書類とともに甲に提出しなければならない。

(買戻権の行使)

第 15 条 甲が、前条に定める買戻権を行使するときは、次の各号によるものとする。

(1) この土地の売買に伴い乙が支払った売買代金(この土地の一部について買戻権を行使する場合にあっては、買戻し対象地の面積がこの土地の総面積に占める割合を売買代金に乗じた額)は、乙が第 17 条に定める義務を履行した後、利息を付さないで返還するものとする。

(2) 乙が負担した契約費用及びこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第 5 条第 2 項の規定による遅延利息及び第 13 条第 1 項の規定による違約金は、甲は、乙に償還又は返還しないものとする。

(3) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。

(4) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。

2 次の各号の一に該当するときは、甲は、催告を要しないで直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が第 10 条の定め違反したとき。

(2) 乙に偽りその他不正な行為があったとき。

3 前 2 項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

(1) 乙が第 4 条第 1 項に定める義務を履行していないときは、契約保証金は甲に帰属し、返還しない。

(2) 乙が第 4 条第 1 項に定める義務を既に履行しているときは、甲は、乙が次条に定める義務を履行した後、既納の売買代金から契約保証金相当額を差し引いたうえで残額を利息を付さないで乙に返還するものとする。ただし、この場合における契約保証金相当額は、第 13 条第 1 項の規定による違約金の一部又は本項第 4 号に定める損害賠償の額の予定若しくはその一部とは解釈しない。

(3) 乙が負担した契約費用及びこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第 5 条第 2 項の規定による遅延利息及び第 13 条第 1 項の規定による違約金は、甲は、乙に償還又は返還しないものとする。

- (4) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。
- (5) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(原状回復の義務)

第 17 条 甲が第 14 条に規定する買戻権又は前条に規定する解除権を行使したときは、乙は、自己の費用と責任において、この土地を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

(相殺等)

第 18 条 甲が第 14 条に規定する買戻権又は第 16 条に規定する解除権を行使した場合について、以下のとおり定める。

- (1) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権は譲渡できない。
- (2) 甲が乙に対して有する違約金請求権は譲渡できない。
- (3) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権と甲が乙に対して有する違約金請求権は、甲の買戻権又は解除権の行使により当然に相殺されるものとする。
- (4) 甲は、乙が第 15 条第 3 号又は第 16 条第 3 項第 4 号に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と相殺することができる。

2 前項の場合において、乙、この土地の転得者又はこの土地の上に住宅を所有する者が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）及び機構の証券化支援事業によって機構に債権を譲渡することとなる金融機関（以下これらを「機構等」という。）との間で金銭消費貸借契約を締結し、機構等に対して債務を負っているときは、甲は、前項の相殺後の返還金額の範囲内において機構等の債権相当額を機構等に償還し、残額を乙に返還することができるものとする。

(公租公課)

第 19 条 この土地に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用等)

第 20 条 この契約の締結に要する費用及び第 6 条第 2 項の所有権移転登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

(相隣関係等)

第 21 条 乙は、土地引渡し以後においては、十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(暴力団等に対する除外措置)

第 22 条 乙は、本契約締結にあたり、乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）に該当しないことを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、乙が暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明した場合には、甲は乙に対して違約金の請求、買戻権の行使、契約の解除を

行うことができる。

- 3 前項の違約金は、第2条第2項に定める売買代金の100分の10に相当する金額とし、第13条第2項の規定を準用する。
- 4 第2項の買戻権の行使にあたっては、第14条第1項及び第2項並びに第15条の規定を、契約の解除にあたっては、第16条の規定をそれぞれ準用する。

(管轄裁判所)

第23条 この契約から生じる一切の訴えについては、この土地の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約において疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。8号地には以下の条が追加されます。

(契約の効力)

第25条 この契約は仮契約であって、甲のこの物件の売り渡しに必要な神戸市議会の許諾の議決があったときに、本契約とみなすものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造 (印)

住所

乙

氏名 (印)

記

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積	
			公 簿	実 測
			m ²	m ²

別紙添付図面のとおり

[担当部局]

印
紙

不動産売買契約書

売主 神戸市（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）との間に、不動産の売買に関し、次の条項により契約を締結する。

売買代金を按分した建物価格に消費税及び地方消費税（税率10%）がかかります。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、その所有にかかる末記の物件（以下「この物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

2 この物件の売買代金は、¥ （うち消費税及び地方消費税相当額 ¥ を含む）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として¥ を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金には乙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条第2項に定める売買代金と前条第1項に定める契約保証金との差額を、令和6年3月15日（以下「納入期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（遅延利息等）

第5条 乙は、売買代金を納入期限までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出て、その承認を得なければならない。

2 乙は、売買代金を納入期限までに納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び移転登記）

第6条 この物件の所有権は、乙が売買代金及び前条第2項に規定する遅延利息（以下「売買代金等」という。）を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、乙が売買代金等を完納し、登記に必要な書類を甲に提出した後速やかに、管轄登記所に対しこの物件の所有権移転登記を嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 甲は、前条第1項の所有権移転の後、この物件を乙の立会いのもとに引き渡すものとする。

(危険負担等)

第8条 乙は、第6条第1項の所有権移転の後、前条の物件の引渡しのとしままでにおいて、この物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は毀損しても、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この物件にこの契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、当該契約の不適合が、甲の責任によって生じたものである場合に限り、乙は、履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第10条 乙は、この物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 乙は、この物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者がこの物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、この物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して本条第1項の定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第1項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

5 乙は、前項の第三者が新たな第三者にこの物件を使用させる場合も同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。

(風俗営業等の禁止)

第11条 乙は、この契約締結の日から5年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に使用してはならない。

2 乙は、この契約締結の日から5年以内にこの物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、この契約締結の日から5年以内にこの物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して本条第1項の定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第1項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前2条に定める内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、前2条に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ次の各号に定める金額（ただし、1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。）を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第10条又は第11条に定める義務に違反したときは、第2条第2項に定める売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、第2条第2項に定める売買代金の100分の10に相当する金額

- 2 前項の違約金は、違約罰であり、第15条第3号及び第16条第3項第4号に定める損害賠償の額の予定又はその一部とは解釈しない。

(買戻特約及び特約登記)

第14条 甲は、乙又はこの物件の転得者が第10条の定めに違反した場合には、この物件の買戻しをすることができるものとする。

- 2 前項に定める買戻しの期間は、この契約締結の日から10年間とする。

- 3 甲は、前2項の規定に基づく買戻しの特約登記をすることができるものとする。この場合において、甲が請求したときは、乙は特約登記に必要な書類を第6条第2項の書類とともに甲に提出しなければならない。

(買戻権の行使)

第15条 甲が、前条に定める買戻権を行使するときは、次の各号によるものとする。

(1) この物件の売買に伴い乙が支払った売買代金（この物件の一部について買戻権を行使する場合にあっては、買戻し対象地の面積がこの物件の総面積に占める割合を売買代金に乗じた額）は、乙が第17条に定める義務を履行した後、利息を付さないで返還するものとする。

(2) 乙が負担した契約費用及びこの物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第5条第2項の規定による遅延利息及び第13条第1項の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。

(3) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。

(4) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 次の各号の一に該当するときは、甲は、催告を要しないで直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が第10条の定めに違反したとき。

(2) 乙に偽りその他不正な行為があったとき。

3 前2項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

(1) 乙が第4条第1項に定める義務を履行していないときは、契約保証金は甲に帰属し、返還しない。

(2) 乙が第4条第1項に定める義務を既に履行しているときは、甲は、乙が次条に定める義務を履行した後、既納の売買代金から契約保証金相当額を差し引いたうえで残額を利息を付さないで乙に返還するものとする。ただし、この場合における契約保証金相当額は、第13条第1項の規定による違約金の一部又は本項第4号に定める損害賠償の額の予定若しくはその一部とは解釈しない。

(3) 乙が負担した契約費用及びこの物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第5条第2項の規定による遅延利息及び第13条第1項の規定による違約金は、甲は、乙に償還又は返還しないものとする。

(4) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。

(5) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(原状回復の義務)

第17条 甲が第14条に規定する買戻権又は前条に規定する解除権を行使したときは、乙は、自己の費用と責任において、この物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

(相殺等)

第18条 甲が第14条に規定する買戻権又は第16条に規定する解除権を行使した場合について、以下のとおり定める。

(1) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権は譲渡できない。

(2) 甲が乙に対して有する違約金請求権は譲渡できない。

(3) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権と甲が乙に対して有する違約金請求権は、甲の買戻権又は解除権の行使により当然に相殺されるものとする。

(4) 甲は、乙が第15条第3号又は第16条第3項第4号に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と相殺することができる。

2 前項の場合において、乙、この物件の転得者又はこの物件の上に住宅を所有する者が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）及び機構の証券化支援事業によって機構に債権を譲渡することとなる金融機関（以下これらを「機構等」という。）との間で金銭消費貸借契約を締結し、機構等に対して債務を負っているときは、甲は、前項の相殺後の返還金額の範囲内において機構等の債権相当額を機構等に償還し、残額を乙に返還することができるものとする。

(公租公課)

第19条 この物件に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用等)

第 20 条 この契約の締結に要する費用及び第 6 条第 2 項の所有権移転登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

(相隣関係等)

第 21 条 乙は、この物件引渡し以後においては、十分な注意をもってこの物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(暴力団等に対する除外措置)

第 22 条 乙は、本契約締結にあたり、乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）に該当しないことを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、乙が暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明した場合には、甲は乙に対して違約金の請求、買戻権の行使、契約の解除を行うことができる。

3 前項の違約金は、第 2 条第 2 項に定める売買代金の 100 分の 10 に相当する金額とし、第 13 条第 2 項の規定を準用する。

4 第 2 項の買戻権の行使にあたっては、第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条の規定を、契約の解除にあたっては、第 16 条の規定をそれぞれ準用する。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約から生じる一切の訴えについては、この物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 24 条 この契約において疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造 ⑩

住所

乙

氏名 ⑩

記

不動産の表示

(土地)

所在	地番	地目	地積	
			公簿	実測
神戸市灘区大和町3丁目	1番11	宅地	210.88 m ²	210.94 m ²

(建物)

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	
				公簿	実測
神戸市灘区大和町 3丁目1番地11	1番11	集会所	鉄筋コンクリート造 スレートぶき 2階建	1F : 75.27 m ² 2F : 76.16 m ²	1F : 75.27 m ² 2F : 76.16 m ²

別紙添付図面のとおり

[担当部局 行財政局資産活用課]